

官報

号外 昭和四十九年四月

昭和四十九年四月十二日

時和四十九年四月十一日(金曜日)

○議事日程 第十八号

昭和四十九年四月十二日

千葉十詩開義

一、引言

年度決算の概要について

卷之三

○今日の会議に付した案件

國家公務員等の任命

下
議事日程のとおり

卷之三

卷之四

の際、国家公務員等の任

にかりいたします

卷之三

۱۰

まず、宮島龍興君の任命について採決をいたしました。

昭和四十九年四月十一日 参議院会議録第十八号 国家公務員等の任命に関する件

國務大臣の報告に関する件（昭和四十七年度決算の概要について）

五一五

会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税

取納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

官報 号外 昭和四十九年四月十二日

第七十一回 国会 参議院 会議録 第十八号

四十九年四月十二日(金曜日) 午前十時八分開議

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十七年度予算は、昭和四十七年四月二十八日に成立いたしました。この予算は、わが国經濟と国際經濟との調和をはかりつつ、国民福祉の向上をはかるという基本方針のもとに編成されたものであります。さらに、その後における人事院

会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その大要を御説明申し上げます。

官報 号外 昭和四十九年四月十二日

第七十二回 参議院会議録第十八号

余につきましては、予算額十二兆千百八十九億円であります。この増加額には前年度剩余金受け入れが予算額に比べて増加した額三千百二十億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和四十七年度の歳入の純増加額は三千六百四十七億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、雜収入等の増加額七千二百四十七億円余、公債金における減少額三千六百億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額十二兆千百八十九億円余に昭和四十六年度からの繰り越し額九百五億円余を加えました歳出予算現額十二兆二千九十四億円余に対しまして、支出済み歳出額は十一兆九千三百二十一億円余でありまして、その差額二千七百七十三億円余のうち、昭和四十八年度に繰り越しました額は千八百六十五億円余となつております、不用となりました額は九百七億円余となつております。

次に、予備費でありますが、昭和四十七年度一般会計における予備費の予算額は千百億円であり、その使用額は千九十九億円余であります。

次に、昭和四十七年度の特別会計の決算であります、同年度における特別会計の数は四十一であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いたいと存じます。

がりはすさまじく、庶民のマイホームの夢はこの時点からむざんにも打ち砕かれたのであります。インフレによる膨大な超過利得の味をしめた大企業や大手商社は、物価高に苦しむ国民を冷笑するかのように、千載一遇のチャンスとうそぶいているではありませんか。このような経済環境の素地では、実に田中内閣発足の年である昭和四十七年度における先見性の欠落と政策運用の誤りによるものと断ぜざるを得ませんが、総理と大蔵大臣はどういう反省をお持ちでございましょうか。

第二に、外交について伺います。

田中内閣の対米追随と金権外交とも言える外交姿勢は、金大中事件や対韓援助に見られる不当な日韓関係をつくり上げ、東南アジア諸国民に反日感情を激化させ、消極的なアラブ政策から石油危機を招くなど、特に開発途上国に対する経済協力機会での立ちおくれと失敗をもたらしてまいったのであります。外務大臣は、これらをどのように反省し、対処されようとするのでありますか、承りたいのであります。

また、最近着いたしがたき問題は、日中航空協定締結交渉をめぐる政府与党の醜態についてであります。これは四十七年九月の日中共同声明に對するゆゆしい背信行為と言わざるを得ません。政府は日中国交回復が国民の長年にわたる悲願と野党がむしる先に立つて協力してまいった一大成果であるということを忘れ、自民党という密室の中で長く説弁と術策を弄し過ぎた結果ではありま

せんか。日中航空協定の機密が与党議員によつて暴露された事件に関し、田中総理と大平外務大臣はどのような責任を感じになつておるか、御見解を求める次第であります。

また、この協定交渉の今後の推移と今期国会に必ず提案し得る確信があるかいなかについても明白な態度を示されたいと思うのであります。

第三点は、補助金についてであります。

会計検査院の報告を見ますと、毎年のことながら、補助金の不当指摘が玉座を占めているようであります。昭和四十七年度では、補助金の不当事項が件数にして百五十七件、金額にして二億三千八百九十七万円と相なつております。私があえてこれを問題にいたします点は、毎年の指摘にもかかわらず、一向に改善のあとがないという点であります。まず、この点に関し大蔵大臣の御所見を伺うものであります。

次に、不当指摘の多くの部分を占める市町村の土木施設の補助事業について、国はきめこまかい親切な指導に欠けていたのではないか。地方とのつながりの多い補助金行政は、国と地方との施策の接点を円滑に調整する意味において重要な機能を持つものと存じます。今日、超過負担の問題をはじめ、過疎過密対策、都市対策、福祉対策等、国と地方自治体との間に残つている食い違いや不信は、どちらかといえば、国がナショナルミニマムについて確たる定見を持たぬところに問題の発端があるのでないかと思われますが、大蔵

大臣、自治大臣の御見解を求めるものであります。
最後に、綱紀の肅正について伺います。
昭和四十七年、八年は中央官庁の汚職が多発
し、科学技術庁、通産省、林野庁、建設省等々、大
型汚職が相次ぎ、また行政指導という名のやみカ
ルテル容認など、官僚のモラルの低下は憂慮にた
えないところであります。こうした風潮は、しか
し、大企業と行政の癒着が拡大していくことと正
比例しており、企業からばく大な政治資金を受け
取り、高級官僚を天下らせてきた政府・与党の体
質に病根のすべてがあると存じます。田中總理は
政府・与党を代表し、企業からの政治献金拒否を
声明し、みずから手を清められることが今日奥緊
の急務と存じますが、いかがでござりますか。も
し、なお從来の讃美をかまえてこれを実行されな
いとするならば、それはまさに耳をおおうて錦を
盗むものと申し上げざるを得ませんが、田中總理
の御所信を伺つて、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 小谷守君にお答えいた
します。

第一は物価問題についてでございますが、昨年
來のわが国経済は、大幅な輸入価格の上昇、国内
需要の拡大等による物価の根強い騰勢に対して、
一連の総需要抑制策がとられてまいったわけでご
ざいます。ようやくその効果が期待された中で、

政府は、物価の抑制を政策の最優先課題として、財政金融政策を中心とする総需要の引き締め、石油価格の抑制をはじめ、基礎物資、生活必需物資等の価格抑制など、あらゆる政策努力を傾けて物価の安定をはかつてきたところであり、最近におきましては、卸売り物価、消費者物価の異常な騰勢は鎮静化のきざしを見せておるわけあります。

今春に予想される貨上げ等のコスト上昇圧力や輸入物価の動向など、今後の経済動向にはなお警戒を許さない面も多いので、政府としましては、できるだけ早期に物価を安定させるため、当面引き締め政策を堅持してまいりたいと考えておるのあります。

綱紀の肅正についての御発言でございますが、公務員の綱紀の肅正につきましては、従来から閣議決定等によりしばしば注意を喚起してきたところでございますが、昨年来不祥事件が続発したことはまことに遺憾でございます。政府といたしましては、昨年十月三十日の官庁綱紀の肅正についての閣議決定の趣旨に沿つて綱紀肅正のための具体的措置を再点検するなど、各省庁が責任をもつて綱紀肅正を実効あらしめるよう努力しておるわけでござります。

最後に、企業よりの政治資金の拠出についての御言及がございましたが、企業も個人も、政治に

参加するために、直接投票権行使すること、また政治資金を拠出する等、憲法上認められておる自由な権利でございます。また、政治資金の拠出の制限といふものは、戦後政治資金規正法が議員立法の形をもつて国会に提案せられた当時から議論が続けられておるわけでございまして、これができるだけ抑制をしてはならない、原則は自由でなければならない、そしてその当否は主権者である國民が判断をすることが望ましいということです。議員立法としての政治資金規正法が成立をいたしておるわけでございます。その後、国会におけるいろいろな議論もございましたし、具体的な事例等もありましたので、政治資金規正法の改正案は、審議会の答申、調査会の答申等を基本にいたしまして間々国会に提案をされたわけでございまが、ついにその改正を見ないで今日に至つておるわけでございます。政治資金のみの改正案で足りりとはしない。これは選挙制度その他すべて広範の立場からこれを見るべきであるということで、第七次調査会の答申をもとにしてそれらと関連する法律を提案をしようとしたわけでございますが、御承知のような状態でござります。

しかし、議会制民主政治の根底をなす問題でありますので、政府も与党も真摯な態度で検討を続けてまいりたいと考えるわけでございます。

これらの問題に対しても、ひとつ、野党各位も、政府・与党のみの仕事ではないという立場に立つて御検討を賜わらんことを切にお願いをいた

(外) 報 告 号

す次第でございます。(拍手)

〔國務大臣福田赳氏君登壇、拍手〕
○國務大臣(福田赳氏君) お答えいたします。

今日の物価、インフレは田中内閣の責任じゃな

いか、どう考えるかと、こうしたことでございま

すが、これは申し上げるまでもなく、政策とい

うものは、政策当局が、そのときそのときにおける

最高のこれは施策であるという考え方で打ち出し

ておるものでありますけれども、あとになって

考えてみると、あるいは振り返ってみます

と、まあいろいろ反省すべき点があると。これ

は、私は、そういう世の常であるということはよ

く小谷さんも御了解のことと存じます。今回の事

態につきましても、いまになつて考えてみます

と、これはもう非常に反省すべき点が多々あつた

と、私はそう思います。

四十七年度予算の補正予算の問題、四十八年度

の予算の規模の問題、そういうようなことにつきましても、いろいろ議論のあるところだと思いま

すが、大事なことは、そういう過去のことをよく省みまして今後あやまちをおかさないと、こうい

うところにあると思います。

次に、補助金につきましてのお尋ねでございま

すが、相変わらず不当事項が多いじゃないかとい

うお話をございますが、私も、不当として指摘さ

れる事実のあることをはなはだ遺憾に思います。

しかし、これは予算の編成におきましても必ずいぶん注意をしておるところであります。今後ともそ

の実行につきまして鋭意その適正を期するよう

いたしてまいりたいと、かように存じます。

また、補助金を予算に計上するそういう際に確

固たる指針がないじゃないかというお話をござい

ます。全国総合開発計画あるいは社会経済基

本計画あるいは各事業につきましての五ヵ年計

画、十ヵ年計画それもあるんです。それに従い

まして補助金を計上する、こうしたことについたし

ておるわけでありますけれども、それらの長期

計画をよりよいものにしなきゃならぬ。ことに、

経済が非常に変わってきておる。そこで、その見

直しを必要とするという問題があるわけでござい

ますけれども、しかしながら、それらは現実に即

して適正なものとなるよう極力努力いたしまし

て、適正な補助金が計上されるように心がけてま

いりたいと、かように存します。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇、拍手〕
○國務大臣(大平正芳君) 私に対する御質疑の第一は、経済協力についてでござります。わが国と

いたしましては、先進工業国立場に立ちまして

日本の国際的責任といつしまして経済協力を実施

しておりますが、その実施のやり方といつしまし

ては、相手国の自主努力にささえられた計画に対

しまして、その国の国民の福祉とその国の国民経

済の均衡ある発展に寄与したいという念願でやつ

ておるわけでござります。しかしながら、小谷さ

んも御指摘のように、わが国の経済進出につきま

して、あるいは経済協力につきまして、各種の批判があることは、私どもよく承知いたしております。このことはわが国の経済的プレゼンスが大きいという意味におきましてある程度やむを得ないと考えられますけれども、政府も、そして進出企業側におきましても、正しい批判には常に耳を傾けまして、正すべきは正してまいらなければならぬと考えております。

石油危機の問題でございますが、これは世界の通貨不安、それから世界経済の不安の中で資源保有国側のナショナリズムの台頭の結果出てきたものでございまして、わが国の外交が経済危機をもたらしたものと私は考えておりません。ただ、わが国の外交といたしましては、そういう状況のもとにおきましてわが国が必要とする石油の安定確保をはかることができたかどうかということがそのメリットを問われるゆえんだと考えておりますが、大消費国といたしまして、いざれの国と比較いたしましても私はその面において不利を得ておるものとは考えていないのであります。今後一そう努力いたしまして、低廉な価格で安定確保といふことに極力つとめてまいります。(拍手)

それから次の御質問は、日中航空協定交渉とそれに関連いたしまして派生いたしました事件についての御質疑でございまして、今回御指摘の事件は、国際信用から申しましてたいへん遺憾なことであると考えております。目下真相を調査いた

しておりますが、この調査を待ちまして歴正な措置がとられるべき問題であると承知いたしております。しかしながら、このことが本交渉に影響があつては困るわけでございますので、私いたしましては、その影響を最小限度にとどめるよう措置しながら交渉の進捗をはかつております。日下のところ交渉自体は特別の支障なく進められておりまして、したがいまして、その仕上げを待ちまして今国会に御承認を求めるという方針に変わりはございません。(拍手)

〔國務大臣町村金五君登壇、拍手〕

○國務大臣(町村金五君) 社会福祉対策などにつきまして国と地方公共団体との間に食い違いがない出でるといふのは、いわゆるナショナルミニマムといふことについての定見がないということから起ころのではないかという御指摘であります。御承知のとおり、国としては、福祉優先を基調といつて経済社会基本計画を策定いたしまして、福祉社会の実現をはかることにつとめておるわけであります。これに即応いたしまして、関係各省におきましても各種長期計画を策定して、計画的に国民の福祉充実をはかるための施策を推進しておるのであります。これに伴います国庫補助負担金等につきましても常にこれを勘案いたしまして適正に行なわれるようその充実をはかつておるという次第でございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 中尾辰義君。

「中尾辰義君登壇、拍手」

○中尾辰義君 私は、公明党を代表いたしました外二件につきまして、總理並びに関係大臣に若干の質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

昭和四十七年度を振り返つて見のがすことのできない第一点は、政府の地価対策の貧困により、土地価格の連続高騰を主軸とした強いインフレマインドの強力な土壤があつたことであります。そして、これは、昭和四十八年度後半の今日の物価狂乱の源流となり、国民の生活を直撃しておるの

あります。この地価問題は、血税による公共投資の効率的使用、庶民の住宅地の確保、また融資担保等々、文字どおり国民経済の根幹をなす問題であることは言うまでもありません。

そこで、一連の金融引き締めや總需要の抑制傾向の中で、今日、地価高騰の鈍化が若干見られることは事実のようですが、現在の地価は、昭和四十七年までの土地投機の仮需要によってつくられたものであり、庶民には全く縁のない暴騰地価であります。いわば実需の手の届かない仮需要価格であり、投機価格であると思うのであります。政府はどうお考へになっているのか、お伺いしたいのであります。

次に、昭和四十七年度を顧みて見のがすことのできない第二点は、政府の対民間の物資並びに公共事業の発注等のあり方の問題であります。

今国会は、インフレ克服と生活防衛を願望する国民の切実な思いを背景に開かれたのであります。いま、その審議を通じて総合商社、大手企業の価格操作や便乗値上げなどの反社会的暴利行為をはつきりして適正に行なわれるようその充実を健全ではないはずであります。国民経済の基盤

である土地を投機の魔の手の支配から一日も早く解放し、この暴騰価格をくずさなければなりません。金融引き締め、總需要抑制の今日こそそのと

きであると思うであります。田中内閣は、投機地価の下落をおそれ、むしろこのインフレ地価に

実需購買力が追いつくような経済インフレによる処理しかしないのではないかと見る向きもあるの

であります。また、地価の下落は、金融の増し担保等の事態を伴うものであり、金融と経済全般に大きな方向の変化をもたらすものと思われます。

政府は、経済基盤の健全化のため、各種の土地政

策、地価対策の今後の推進で、地価を現実に下落させる決意、見通しがあるのかどうか、總理、大臣

の意見を聞きたいのであります。

自民党政の言う健全なる自由主義経済は、公

正なる競争の確保によってのみ保たれるとの原則論に立つべきであります。總需要抑制の

この一年をとらえて、この事態を点検し、実効のある競争機能確保の施策を打ち出すべきではない

かと思いますが、總理、大蔵、建設、運輸各大臣の事態認識と、問題アプローチの姿勢を明示されたいのであります。

第二は、政府及び政府機関の物資購入の問題であります。特に官給資材の購入を総合商社に発注

しておることであります。たとえば、運輸省の港

湾工事に使用する鋼材の発注を三井物産をはじめとする総合商社に発注しているなど、工事現場所

管の各省は、各メーカーからの直買による経費

の経済取引について見直しをなすべきときが来たと思うであります。

まず第一に、公共事業における業者の事実上の

談合であります。会計検査院も、このような競争入札による価格の適正化が困難なため、検査指摘の重点を予定価格の積算に置き、入札価格の適正化の道は、もはや、競争による方途では達せられないものとあきらめているのが昨今の実情のよう

であります。従来、談合の具体例を示して政府にたたせば、政府は、刑法的観点に立つてこれを否定してきたのが通例なのであります。本日は、予

防政策論的観点からその実態の是正を求めるもの

であります。たとえば、政府は、刑法的観点に立つてこれを否

定してきたのが通例なのであります。本日は、予

防政策論的観点からその実態の是正を求めるもの

であります。

自民党政の言う健全なる自由主義経済は、公

正なる競争の確保によってのみ保たれるとの原則論に立つべきであります。總需要抑制の

この一年をとらえて、この事態を点検し、実効のある競争機能確保の施策を打ち出すべきではない

かと思いますが、總理、大蔵、建設、運輸各大臣の事態認識と、問題アプローチの姿勢を明示されたいのであります。

第二は、政府及び政府機関の物資購入の問題であります。特に官給資材の購入を総合商社に発注

しておることであります。たとえば、運輸省の港

湾工事に使用する鋼材の発注を三井物産をはじめとする総合商社に発注しているなど、工事現場所

管の各省は、各メーカーからの直買による経費

節減の努力をしていないのであります。

商慣習と言つてしまえばそれまででござりますが、国民の血税を使用する各省庁は、大体八%といわれる商社マージンの排除の努力ぐらいすべきではないかと思われますが、総理大臣及び大蔵大臣の所信をただしたい。

また、運輸、建設各大臣は、所管のこの種の購入の実績を示して、改善策があれば示されたいのあります。

また、道路公団の料金徴収機は三井物産から二十数億円で購入しているが、メーカー直買いによる方途はないのか。アメリカのペントを商社に取られたのでいまさらどうしようもない等といふ商社依存の姿勢は再検討しなくていいのかどうか、建設大臣にはつけ加えてただしておきたいのあります。

以上の問題については、四十七年度決算の付託されました委員会において各省別に審査の問題としていく所存でありますので、必要資料の提出など、全幅の協力を政府当局に要望いたしておきます。資料提出の確約につきましては、企業の秘密などと各省庁が言わないよう、総理から明言しておいていただきたいのであります。

この際、田中内閣の産業政策の基本につきましてお伺いいたしておきたいことがあります。昨年の中ごろ、政府が大手製鉄各社に各一基の溶鉱炉の建設を認可し、現在建設に着手しておるのであります。一基三百億円といたしまして千二百億円となりますが、この設備拡大が終需要抑

制の政策と短期的にどうかかわり合うのかという

問題もさることながら、私は、溶鉱炉四基の建設開始は、物価問題のどさくさで国民の注意をそらしながら四十八年度一年間押えてきたものを一举に認可したものであって、許せない措置だと思い

ます。この四基のうちには、川崎製鉄のようだ、公害防止のための撤去に伴う代替のものもありますが、他の三基は増設であり、日本列島の公害の深刻化をもたらすのをどうするのか。そして産業の

基本方向として、この四基の溶鉱炉建設は従来の経済成長型の安易な踏襲にすぎないのではない。政府は将来の鉄鋼の増産計画をどのように考へているのか。アメリカの鉄鋼生産は一億三千万トン、わが国は一億二千万トンであります。わが国土はカリフォルニア州の面積の国土とはほぼ同じであるにもかかわらず、アメリカを追い越す鉄鋼生産を目指すという政策目標が政府にあるのかどうか、この際、明確にされたいのであります。知識集約型産業を目指すか、重大な経済政策の基本の問題なので、率直な所信を総理並びに通産大臣にお伺いしておきたいのであります。次に、公共事業の施行にあたり、政府はいわゆるインフレ条項を認め、現在のインフレの中で工事ができるだけ支障を来たさないように措置しているわけであります。総理は、かつて、インフレかいの抑制等の措置を講じたことは御承知のとおりでなかついて、学説はまちまちだし、インフレだ

ことには、御指摘のとおりでございます。政府は、地価の安定のため、土地税制の改善、土地融資制度などを講じたことは御承知のとおりでございますが、その効果は漸次あらわれてきておるわけでございます。しかしながら、土地問題を

事態をインフレだと認められるかどうか、その点お聞きしておきたいのであります。

最後に、田中総理大臣に所信を聞いておきたいのであります。発想の転換ということが言われて久しいのでありますが、この際、会計検査院の検

査官の人事について、官庁のなわ張り慣行を打破して、たとえば、民間人の起用によってその陣容

を改め、機能を拡充し、また、公正取引委員会と

いう経済監視機関の飛躍的強化を期すべきだと思おきたいのであります。

以上をもちまして私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 中尾辰義君にお答えを

いたします。

第一は、政府の地価対策や土地対策についての御発言でございますが、近時の地価の急激な上昇

次は、政府の物資購入についての御発言がございましたが、政府の物資購入にあたりましては、

経費節減につとめるべきことは申しますでもございません。そのため、会計法上競争入札の原則も定められているところであり、この趣旨に沿った運営につとめているのでございます。要は、政府部門の調達活動が真正に行なわれるかどうかが

措置をしてまいりたいと考えます。

次は、政府の物資購入についての御発言がございましたが、政府の物資購入にあたりましては、

経費節減につとめるべきことは申しますでもございません。そのため、会計法上競争入札の原則も定められているところであり、この趣旨に沿った運営につとめているのでございます。要は、政府部門の調達活動が真正に行なわれるかどうかが

問題でございまして、商社であるからといって頭から発注の対策からははずすということは適当ではないわけでございます。しかし、政府の物資の調達にあたりましては、中小企業問題等もございま

すので、これらの問題については配慮を行なつておるわけでございます。

また、今後委員会より資料提出などを求められたときは断わらないようにという御発言でござりますが、入札の予定価格など、公表することが契約事務の公正の確保または能率的遂行のために不適当なもののが、できるだけお求めについては応ずるように努力してまいりたい、こう考えるわけでございます。

たれ 企業より入手しました資料の提出について
ての御発言がございましたが、企業の秘密にかかる
るものもあるので、具体的なケースに応じてこれ
を外部に対し明らかにすることの必要性の程度、
企業側の不利益の程度等を総合的に検討しなければ
なりません。ケース・バイ・ケースで提出可能
なものにつきましてはこれを提出するよう努め
ることといたします。
（二二〇、二二一、二二二、二二三）

は、従来より通産省産業構造審議会鉄鋼部会の議を経て行なわれておるわけでござります。建設中の高炉は、君津四号及び大分二号の二基でござります。これが稼働する時点では、それら製鉄所からのSO_x排出量は現在よりも大幅に削減させることが地元地方公共団体と協定されておるほか、N_O_x等についても所要の措置を講ずることとなしておるわけでござります。

わが国の産業構造を知識集約化、省資源化の方
向に実現をしていくことは、御指摘のとおりでご

ざいます。鉄鋼業につきましては、積極的に海外立地をはかることが重要であると考えておるわけですが、それもなかなか実現しません。では、現実の鉄鋼生産が行なわれ始めるまでは、世界的見立てで、鐵鋼需給の逼迫は今後相当期間続くことが見込まれておるのでござります。したがいまして、わが国としては、公害防止等環境対策に万全の配慮をしつつ、可能な範囲内において国内供給能 力の増加をはかつていく必要があるわけでござります。

次は、いわゆるインフレ収率についての御発言でございますが、昨年末から最近までの物価情勢は、石油危機という異常な事態を背景とする異常でござります。

な物価上昇であります。いわゆる物価変動条項は、このような事態における例外的な措置であり、できるだけ早く物価の安定を実現いたしますことによって、こうした措置をとる必要のない状況をつくり出すことが急務であることは、申すまでもないわけであります。最近におきましては、建設資材の価格につきましても鎮静化のきざしが見られており、政府としては引き続き全力をあげて物価安定に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、会計検査院、公取の強化等の御発言に答えをいたします。

会計検査院の検査官は、各般にわたって豊富な知識と経験を有し、かつ、人格にもすぐれ、常に

厳正公平な判断を期待し得る人材を広く求めて候
にじみなし事ではございますが、高度の専門的知識、
技能を必要とする部署でございます。会計検査院の機能充実という面と、これが人材を得るために各省庁の中からどのようにして人材を得られるかというような問題に対しても、現に検討を進めておるわけでございます。

公取委の強化につきましては、現在独占禁止法の改正を公正取引委員会で検討中でありますので、政府としましても、その結果を待つて実情に応じておるわけでございます。

○國務大臣(福田赳氏君) 土地価格は投機価格と認めると、かような御質問でござりますが、土地の価格が今日のような状態に立ち至りました原因につきましては、私は中尾さんがいまお述べになつたことと大体同じだらうと、こういうふうに思いました。總理からも同じようなことが述べられておりますが、今後の地価対策ということを考えてみますと、この仮需要が発生する余地ながらしめると、が今日のこの地価を異常なものにしたと考えておるということが基本にならなきやならぬ、かようになりますが、今後の地価対策ということを考えてみますと、この仮需要が発生する余地ながらしめられ、需要抑制政策をとつておる。この影響はかなり大きいと考へられます。(拍手)

が、全国見回しまして私は大体地価はもう頭打ちになつてきつておる、下落傾向をこれから示していくじゃないか、さように思いますが、そういう総需要抑制政策を堅持してまいり、何とかして地価を思い切つて下げるような方向に持つていっておるわけでございまするけれども、この問題はこの機会に制度的側面につきましても考える必要のある問題である、さように考へるのであります。いま衆議院の建設委員会において各党間でござる問題について話し合ひが行なわれておる。その際には、私は、この土地といふものは一般の商品的な問題でござりますが、國民財産と申しますか、國民財産的な色彩の非常に強い特殊な財産である、さような考え方に基づきまして、公共の福祉のためににはその利用並びに價格につきましてこれは甩き切つた規制がとられてしかるべきだと、こういうふうな考え方のもとに、衆議院における各党間の話し合いが進められるということを深く期待いたしておる次第でござります。私も、昨年、行政改革委員会委員長といたしまして田中総理大臣にこの問題につきましては献策をいたしておるわけですがございますが、お時間がありましたら、ひとつお尋ね取りくださいされば幸甚の至りと存じます。

発注に際しての公正競争の確保についてのお尋ねでござりますけれども、官公庁の入札は、これは会計法令の定めるところによりまして厳正に行なわれなければならることはもちろんでござります。私いたしましては、法に触れるというような事実がありますれば、法令に基づく処分あるいは指名等からの排除、さような厳正なる措置をとつてまいりたい、かように存する次第でござります。

なおまた、物資購入にあたりまして、商社を通じてメーカーから直接に買い付けてはどうかと、

こういうお話でござりますが、経費の節減をはかるためには、競争原理、つまり競争入札に付することが私は一番妥当であると、かように考えておられます。とにかくいい品物で安い、こういうものは、商社であろうがメーカーであろうがこれを買ふうといふことが私は当然のことであらうと、こういふふうに思ひます。商社であるからこれを競争入札参加資格者から除外するということは妥当じゃない。要は、政府の調達活動が真に適正であることでありまして、その点につきましては今後とも配意してまいりたい、かのように存じます。

(拍手)

〔國務大臣亀岡高夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(亀岡高夫君) お答えいたします。

土地対策につきましては、総理大臣並びに大臣から詳細にお答え申し上げた次第でござります。その線に従いまして建設省といたしまして

は、具体的に都市の再開発並びに宅地開発等を積極的に推進いたしまして、何と申しましても土地上昇の原因は宅地の需給のアンバランスというところが一番大きい理由でございますので、この宅地の需給のアンバランスを解消するために全力をあげてそうして地価の安定をはかつてまいりたいということで、本国会に宅地開発公団法等の御審議もお願いしておる次第でござりますとともに、都市再開発の法案改正もお願いしておるところでございます。

官公庁の入札を厳正にせよということでお答えいたしましたとおりでございまして、建設省といたしましても、國家公務員として国民に奉仕する立場から、厳正なる行政業務に服するよう私は口をすっぱくして就任以来申しておるところでございまして、中尾議員の御期待にこたえるようにしてまいりたいと思います。

建設省及び建設省関係公団において建設資材を直接購入をいたしておりますのは日本道路公団だけでござります。日本道路公団におきましては、棒鋼、鋼板及びセメントの三種につきまして、公団が直接メーカーから年間を通して安定した価格で購入し、請負人に支給いたしておるわけあります。昭和四十八年度の実績見込みは、棒鋼十六万七千トン、鋼板九万七千トン、セメント八十二万三千トンでござります。

最後に、日本道路公団の料金徴収機の件についてでございますが、中尾議員も御承知のとおり、昭和三十八年の名神高速道路の供用開始にあたりてございまして十社で約二十四億三千万円、四十九年度におきまして九社で約十二億二千万円であります。

また、現在の鋼材の販売体系は、鋼矢板、钢管等主要資材につきましては、メーカー側の直販制作することにつきましてはばく大な開発費と時間が費やすという事情から、高速道路の管理運営に長い経験を有しております米国のトーラー・アンド・クーパー社製を導入したことは、御承知のとおりであります。その後、日本でできないかと申しておるところです。そこで、三井物産の仲介によつてトーラー・アンド・クーパー社から技術導入をしまして、実用機としての製造が可能となつたわけであります。現在日本道路公団におきましては、わが国でただ一つの製造者である三菱重工業の料金機械を販売代理店である三井物産から購入いたしておりますのでございまして、これは通常の商慣習による取引でございまして、御指摘のようない心配はないものと私は考へておる次第でござります。

以上お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 鉄鋼生産の将来につきましては慎重に対処していくべきだと思います。それは、公害の面及び省資源・省エネルギー産業型に日本を転換していくつもりであるからであります。しかし、当面の問題としては、それには多少時間がかかります。現在世界的に非常に鉄鋼に対する需要が多うござります。特に発展途上国からは日本に対し非常に強い要請が殺到しております。それからやはり現在日本のこれらの諸産業をささえていくためには、何といつても基本的にはある程度の鉄鋼生産をみずからやらなければなりませんという要素もござります。そこで、国内でやる分をどの程度という計画的な調査をいまやつてお

りまして、現在においてはすでにブラジルにおいて海外立地で実行中でございますし、なお、産油国におきましてもかなりの要望がござりますから、それにこたえて海外立地を推進してまいりたいと思つております。こういうふうにして、海外のものはインゴットとして生産して日本へ持つてきて、それをさらに加工する、そういう形態にしていくつもりでござります。これらの場合には公害対策が国内の場合でも海外の場合でも非常に重要なことでございますから、慎重にやりたいと思っております。現在におきましては、總需要カット及び石油関係等の事情から鉄鋼業者も非常に自重しております。高炉建設につきましては、いまのところ増設について当局の指導に従つております。われわれのほうも、これについては慎重にやつてまいりたいと思つております。

なお、知識集約型の産業育成は、鉄鋼の転換と同時に並行して、さらにあるいは先行して行なわなければならぬところでございまして、高度の組み立て産業であるとか、あるいはコンピューター産業であるとか、ファッショング産業であるとか、そういう方面についていま通産省においていろいろ青写真をつくつておるところでございまして、鋭意努力してまいりつもりでございます。

(拍手)

○副議長(森八三一君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	栗林 韶司君	副議長	河野 謙三君	高橋文五郎君	楠田 桃太郎君	柳田茂一郎君	山本茂一郎君	補 正俊君
	矢追 秀彦君		森 八三一君	今泉 正二君	黒住 忠行君	金井 元彦君	河本嘉久盛君	古賀雷四郎君
	黒柳 明君			世耕 政隆君	藤男君	藤田 隆君	山崎 竜男君	川野辺 静君
	原田 立君		沢田 実君	長田 裕二君	木村 隆男君	西村 尚治君	佐藤 隆君	原 文兵衛君
	中尾 辰義君		三木 忠雄君	岩動 道行君	高山 恒雄君	土屋 義彦君	星野 力君	林 虎雄君
	中村 利次君		柏原 ヤス君	平泉 渉君	増原 恵吉君	米田 正文君	鈴木 力君	須藤 五郎君
	山田 徹一君		中沢伊登子君	小笠 公韶君	多田 省吾君	鍋島 直紹君	星野 力君	小林 武君
	小平 芳平君		宮崎 正義君	寺下 岩蔵君	小山邦太郎君	後藤 義隆君	鈴木 美枝子君	柳田 桃太郎君
	多田 省吾君		高山 恒雄君	松岡 克由君	中村 登美君	柴田 栄君	佐々木靜子君	柳田 桃太郎君
	寺下 岩蔵君		高橋 邦雄君	中村 複二君	細川 譲熙君	後藤 義隆君	中村 波男君	藤原 道子君
	松岡 克由君		高橋 邦雄君	柴立 芳文君	中村 複二君	米田 正文君	中村 波男君	中村 波男君
	中村 複二君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	片岡 勝治君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	鷲崎 均君	中村 複二君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君	河口 陽一君	細川 譲熙君	土屋 義彦君	星野 力君	高橋文五郎君
	高橋 邦雄君		高橋 邦雄君					

昭和四十九年四月十二日 参議院会議録第十八号

五三四

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、国民生活の安定充実及び関税負担の適正化等に資するため、関税率の引下げを行なうとともに、生活関連物資について関税を一時的に減免することができるよう措置するほか、関税の減免税制度について所要の改正を行なおうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。
十九年度九十七億円である。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一、弾力関税制度の実施にあつては、物品の輸入の急増等により当該物品の国内生産者に悪影響を及ぼすことのないよう慎重な運用を図ること。

一、生活関連物資の関税引下げの効果が消費者価格に反映されるよう監視の強化等について特段

の努力をなすこと。

右決議する。

審査報告書

所得税法及び災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月二十九日

大蔵委員長 土屋 義彦

一、費用

本法施行に伴う関税の減収見込額は、昭和四

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について配慮すべきである。

一、弾力関税制度の実施にあつては、物品の輸入の急増等により当該物品の国内生産者に悪影響を及ぼすことのないよう慎重な運用を図ること。

一、生活関連物資の関税引下げの効果が消費者価格に反映されるよう監視の強化等について特段

規開業者の青色申告の承認申請期限を延長する等所要の規定の整備合理化を図るとともに、最

近における所得水準の上昇等にかえりみ、所得

税の減免及び源泉徴収所得税の徵収猶予を受けることができる災害被災者の所得限度額を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う租税の減収見込額は、昭和四十九年度約一兆四千五百億円である。

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

附帯決議

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

本法律案は、今次の税制改正の一環として、

最近における所得税負担の状況にかえりみ、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者

一、医療費負担の軽減を図るため、昭和五十年度の税制改正において医療費控除のいわゆる足切り限度額の引下げを行なうべきである。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の緩和及び退職所得控除額の引上げによりその負担の軽減を図り、少額貯蓄非課税制度の非課

稅元本の限度額並びに生命保険料控除及び損害保険料控除の控除限度額を引き上げるほか、新

一、利子所得、配当所得及び土地譲渡所得の分離課税その他各種の租税特別措置による所得税負

担の逆進性については、その是正措置につき検討すべきである。

一、各種準備金等の租税特別措置については、その実績の把握に努め、政策目的を達成したもの及びその政策効果がみられないものについては、速やかに整理合理化を行なうべきである。

一、社会保険診療報酬の課税の特例については、社会保険診療報酬のあり方との関連をも含めて早急に税制調査会の答申を求める、適正な解決を図るべきである。

一、自動車関係諸税の簡素化につき引き続き検討すべきである。

右決議する。

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月二十九日

参議院議長 河野 謙三殿

大蔵委員長 土屋 義彦

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、法人の税負担水準の現況にかんがみ基本税率を引き上げ、中小企業の現状にかんがみ軽減税率の適用範囲を拡大するとともに、中小企業の内部留保の充実に資するため同族会社の留保所得に対する課税についての控除額を引き上げるはか、中間申告書の提出不要限度額を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十九年度二千百十億円である。

租税特別措置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月二十九日

大蔵委員長 土屋 義彦
参議院議長 河野 謙三殿

て、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今次の税制改正の一環として、法人税の基本税率の引上げに対応して配当軽課税率を引き上げ、資源の節約、消費の抑制、道路財源の充実等の観点から揮発油税、地方道路税及び自動車重量税の税率を引き上げるとともに、株式売買損失準備金の繰入限度額の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を行ない、交際費課税の強化を図るほか、貯蓄の奨励、労働者財産形成及び住宅対策に資するため、少額国債非課税制度及び労働者財産形成貯蓄非課税制度の非課税元本の限度額並びに労働者に係る住宅財産形成制度及び住宅取得控除制度の控除額の引上げ等を行ない、公害対策に資するため、金属鉱業等鉱害防止準備金制度の創設等を行な

い、中小企業対策として、伝統的工芸品産業振興準備金制度等を創設し、農林漁業対策として、肉用牛の免税対象範囲の拡大及び山林の現物出資に係る納期限の特例の創設を行ない、更に、公害防止準備金制度等期限の到来するその他特別措置について実情に応じて適用期限を延長する等所要の整備を図らうとするものであつ

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十九年度約千七百億円（増・減・取相殺後）である。

一、自動車関係諸税の簡素化につき引続き検討すべきである。

附帯決議

政府は、左記事項につき、十分配慮すべきである。

一、医療費負担の軽減を図るため、昭和五十年度の税制改正において医療費控除のいわゆる足切り限度額の引下げを行なうべきである。

一、通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行なうべきである。

審査報告書
会社臨時特別税法案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十九年三月二十九日

大蔵委員長 土屋 義彦
参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における物価の高騰その他の我が国経済の異常な事態にかんがみ、昭和四十九年三月末終了事業年度から適用する会社臨時特別税の制度を設け、法人の各事業年度の所得に対する算出法人税額のうち、所得年五億円

または払込資本金の年二十パーセントに相当する金額のいずれか高い金額を超える部分に対応

する金額を課税標準とし、十パーセントの税率により課税しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十九年度約千七百億円である。

一、費用

本法律案は、物価の抑制に資するための施策の一環として、日本国有鉄道の運賃改定の実施措置と認める。

期日を昭和四十九年三月三十一日から同年十月一日に延期しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

参議院議長 河野 謙三殿

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

の配慮等から、暫定予算期間中といえども措置することが適当と認められるものについては、新規施策についても、特にこれを計上することとしている。

予算委員長 鹿島 俊雄

上することとしているが、教育及び社会政策上

一、費用

本法施行に伴う租税の増収見込額は、昭和四十九年度約千七百億円である。

一、費用

本法律施行のため、運輸収入の減収相当額（九百七十六億円）を補てんするための借入金に係る特別利子補給金として五十四億九千万円が昭和四十九年度一般会計予算に計上されている。

一、委員会の決定の理由

昭和四十九年度一般会計暫定予算、昭和四十九年度特別会計暫定予算及び昭和四十九年度政府関係機関暫定予算は、昭和四十九年四月一日から同年四月十日までの期間に係る暫定予算であつて、昭和四十九年度本予算が年度内に成立するところが困難になったことに伴う応急的な措置として編成されたものである。したがつて暫定予算には暫定予算期間中における人件費、事務費その他行政運営上必要最小限度の経費を計

昭和四十九年度一般会計暫定予算の総額は、歳入七千六百十五億七千二百九万五千円、歳出九千九百九十八億一千九百五十九万円であつて、差し引き二千三百八十二億四千七百四十九万五千円の歳出超過となるが、国庫の資金繰りについては、必要に応じ二千五百億円を限度として大蔵省証券を発行できることとしている。

參議院議長 河野 謙三殿

運輸委員長 宮崎 正雄

昭和四十九年度一般会計暫定予算
昭和四十九年度政府関係機関暫定予算

昭和四十九年度一般会計暫定予算
昭和四十九年度政府関係機関暫定予算

昭和四十九年度特別会計暫定予算及び昭和四十九年度政府関係機関暫定予算については一般

会計の例に準じて編成されている。

なお財政投融資についても必要最小限度の額を予定している。

右の措置は本予算成立までのやむを得ない措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和四十九年四月十一日

參議院會議錄第十八号

五三〇

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物可

定価
一部五十円
(配送料込)

發行所

大藏省印刷局
東京都港区赤坂一丁目二番地
郵便番号一〇七
電話 東京 五八二四四一(大藏)
五八二四四二(大藏)